



# 2

計画の基本的考え方

朝霞市においては、平成9年3月に「朝霞市女性行動計画\*」を策定し、各種の女性政策事業を市民とともに展開してきました。

この間、国においては、男女平等をめぐる国際的潮流と併せ、国内における男女平等の進展に向けて、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法\*」を制定しました。法の中では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。

こうした動向を背景として、朝霞市では、市民参画による研究・検討の結果、平成15年3月に「朝霞市男女平等推進条例」を制定し、男女が平等な社会の実現に向けて推進を図っています。

しかしながら、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ドメスティック・バイオレンス（DV）が顕在化するなど男女平等の実現には多くの課題が残されています。

朝霞市におけるこれまでの女性政策や男女平等推進の成果を検証し、「朝霞市男女平等推進条例」の理念や社会経済環境の変化などを踏まえ、「朝霞市女性行動計画」を男女平等推進の観点からさらに進展させるものとして、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「朝霞市男女平等推進行動計画」を策定しました。

「朝霞市男女平等推進行動計画」の策定から、5年を経て見直しを行い、男女平等推進の基本的な方向性を示した「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」を策定します。

- (1)「朝霞市男女平等推進条例」第10条に基づき、朝霞市において男女平等を進めていく上での施策の基本的な方向を明らかにした計画です。
- (2)市の総合振興計画を踏まえるとともに、国の「男女共同参画基本計画」、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010～あなたらしさを発揮して～」などの上位・関連計画と整合した計画です。
- (3)市民の意見や朝霞市男女平等推進審議会の提言を反映した計画です。
- (4)市民及び事業者等と、連携・協働して取り組むための計画です。

## 2 -3 計画の構成・期間

「朝霞市男女平等推進行動計画」は「基本計画」と「実施計画」をもって構成します。

「基本計画」の期間は平成18年度から平成27年度の10年間で、うち、平成18年度から平成22年度を「前期」、平成23年度から平成27年度を「後期」として、男女平等推進の基本的な方向性を示した計画とします。ただし、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

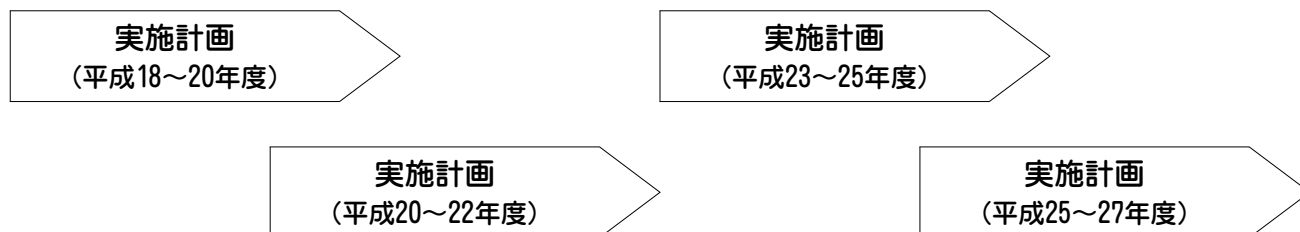
「実施計画」の期間は3年間で、「基本計画」で定めた施策等に基づく、男女平等推進の具体的な事業内容を示した計画とします。

### 計画の構成と期間

|                  |    |    |    |    |    |    |    |    |                  |
|------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|------------------|
| 平成18年度<br>(2006) | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 平成27年度<br>(2015) |
|------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|------------------|

### 基本理念、重点課題と施策目標、重点プロジェクト (平成18～27年度)

| 基 本 計 画       |               |
|---------------|---------------|
| 前期（平成18～22年度） | 後期（平成23～27年度） |



## 2 -4 男女平等に関する朝霞市の特徴

### 1 住宅が増え、子どもが多く生まれるまち

朝霞市の総人口は県の総人口の1.8%を占めています。これを「1」として朝霞市の各指標をみると、出生者数は1.35と人口水準に比して高く、逆に、65歳以上人口は0.83、65歳以上のいる世帯も0.85と低く、県下でも子どもが多く生まれる若い都市です。また、核家族世帯数は1.02と高く、核家族が増え人口密度が高い都市であることがわかります。

産業関係はいずれの分野も人口に比して低い水準です。

| 項 目 |                                      | 埼玉県           | 朝霞市        | 県に対する割合 | 指標   |
|-----|--------------------------------------|---------------|------------|---------|------|
| 人口  | 総人口 (国調)※ 1 (人) (H17)                | 7,054,243     | 124,393    | 1.8%    | 1.00 |
|     | 出生者数 (住基)※ 2 (人) (H18)               | 60,124        | 1,434      | 2.4%    | 1.35 |
|     | 65歳以上人口 (国調) (人) (H17)               | 1,157,006     | 16,863     | 1.5%    | 0.83 |
| 世帯  | 一般世帯数 (国調) (世帯) (H17)                | 2,630,623     | 52,253     | 2.0%    | 1.13 |
|     | 65歳以上のいる世帯 (国調) (世帯) (H17)           | 788,411       | 11,830     | 1.5%    | 0.85 |
|     | 核家族世帯 (国調) (世帯) (H17)                | 1,693,052     | 30,489     | 1.8%    | 1.02 |
| 土地  | 面 積 (国土地理院) (km <sup>2</sup> ) (H20) | 3,767.09      | 18.38      | 0.5%    | 0.28 |
| 住宅  | 新設住宅着工戸数 (戸) (H19)                   | 64,667        | 1,034      | 1.6%    | 0.91 |
| 農業  | 農業産出額 (1,000万円) (H18)                | 1,945         | 83         | 4.3%    | 2.42 |
| 工業  | 製造業事業所数 (H19)                        | 15,135        | 239        | 1.6%    | 0.90 |
|     | 従業者数 (人) (H19)                       | 440,359       | 4,962      | 1.1%    | 0.64 |
|     | 製造品出荷額等 (100万円) (H19)                | 1,494,755,039 | 11,304,546 | 0.8%    | 0.43 |
| 商業  | 小売商店数 (H19)                          | 44,573        | 555        | 1.2%    | 0.71 |
|     | 従業者数 (人) (H19)                       | 357,223       | 5,068      | 1.4%    | 0.80 |
|     | 販 売 額 (100万円) (H19)                  | 6,337,840     | 90,691     | 1.4%    | 0.81 |
|     | 卸売商店数 (H19)                          | 11,854        | 138        | 1.2%    | 0.66 |
|     | 従業者数 (人) (H19)                       | 109,799       | 1,084      | 1.0%    | 0.56 |
|     | 販 売 額 (100万円) (H19)                  | 8,816,010     | 57,290     | 0.6%    | 0.37 |

資料：国勢調査、住民基本台帳人口要覧、国土地理院、建築統計年報、生産農業所得統計、工業統計表、商業統計表

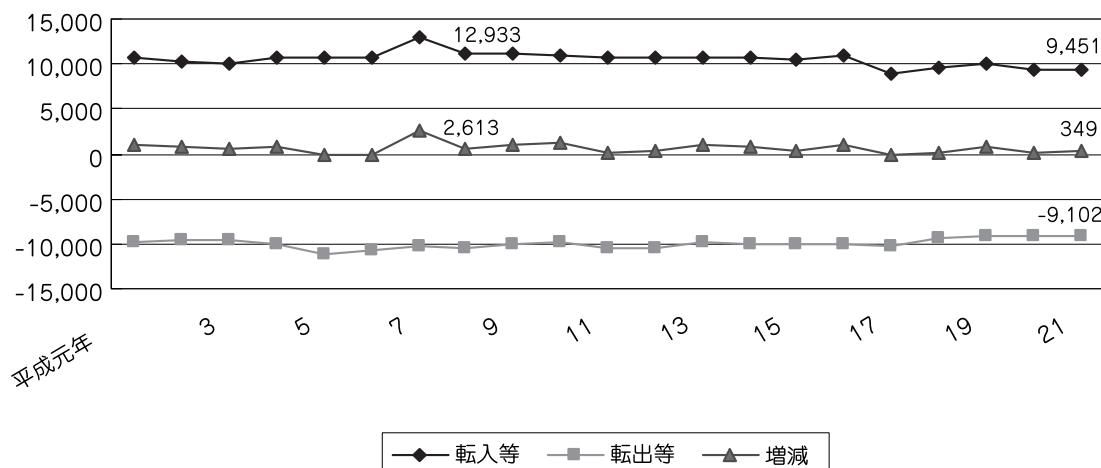
各指標の求め方 総人口(朝霞市／県)(%) = 124,393／7,054,243 = 1.7633%  
(各項目の朝霞市／県) ÷ 1.7633% = 指標

- ※ 1 国勢調査の略。我が国の人口の状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査で、1920年以来ほぼ5年ごとに実施しており、直近の調査は平成22年です。
- ※ 2 住民基本台帳の略。住所・氏名・生年月日・性別・世帯主氏名と世帯主との続柄・住民となった年月日・戸籍の表示などを記載した住民票をまとめたものが住民基本台帳です。

## 2 激しい転入・転出、30歳代が多いまち

朝霞市の平成21年の転入等は9,451人、転出等は9,102人と、349人の社会増です。平成7年以降は、転入が減少傾向です。また、平成5、6年を除いて社会増が続き、総人口の増加につながっています。

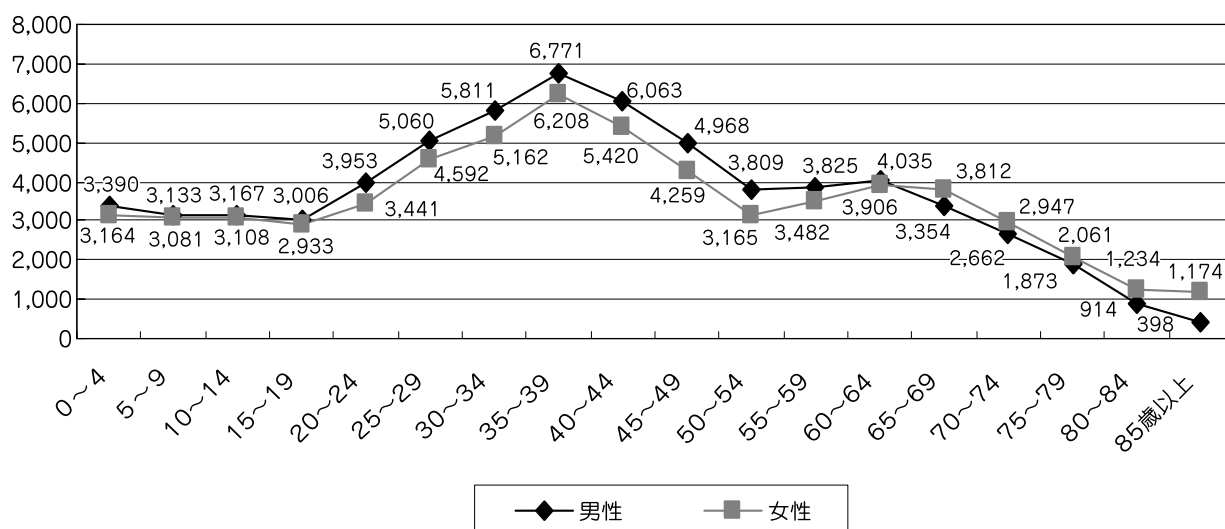
転入・転出、社会増減の推移



資料：朝霞市市政情報課「住民異動月報」

平成22年1月1日現在の性別・年齢別人口をみると、男女ともに30歳代が最も多くなっています。また、10歳代後半～60歳代前半では男性が女性を上回っています。

性別・年齢別人口

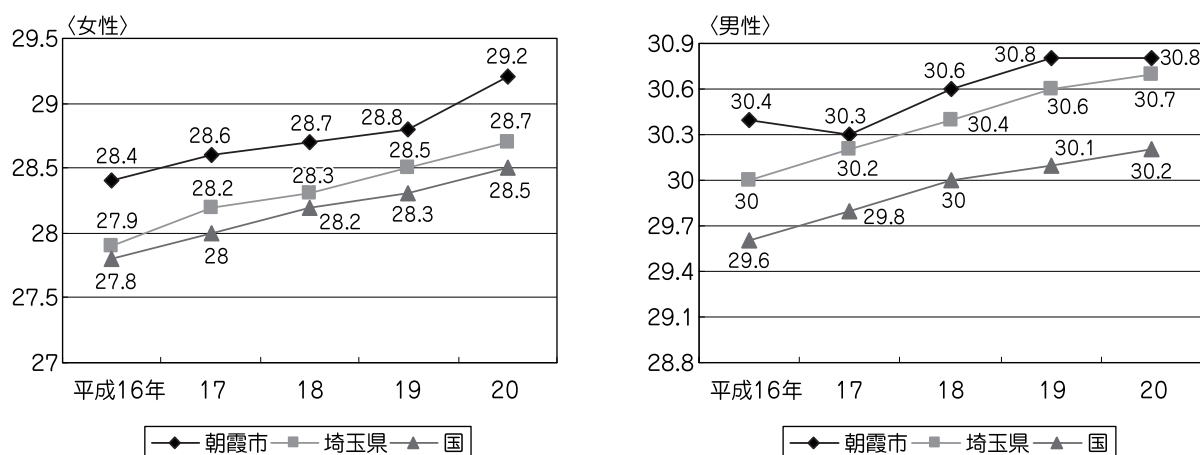


資料：朝霞市年齢（各年齢）別男女別人口（平成22年1月1日現在）

### 3 初婚年齢が高く、ひとり暮らしの割合が高いまち

平成20（2008）年の朝霞市の女性の平均初婚年齢は29.2歳、男性は30.8歳と、国・県よりも高い年齢となっています。平成16（2004）年から、男女ともに上昇傾向で、この5年間で女性は1歳高くなっています。

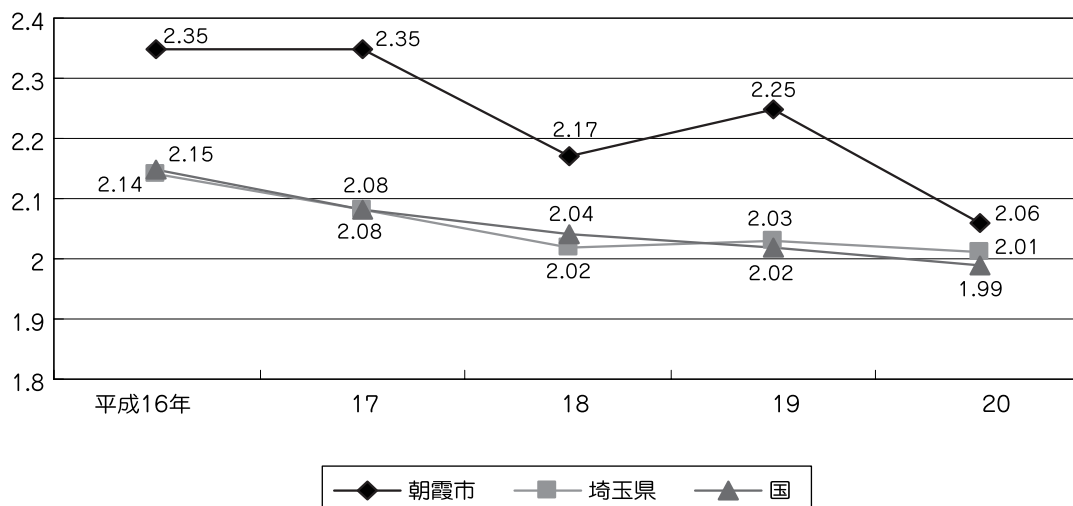
平均初婚年齢の推移



資料：人口動態統計

平成20年の離婚率（人口千対）は、2.06で、国（1.99）、県（2.01）とほぼ同率になり、平成16年から一転し、低下しています。

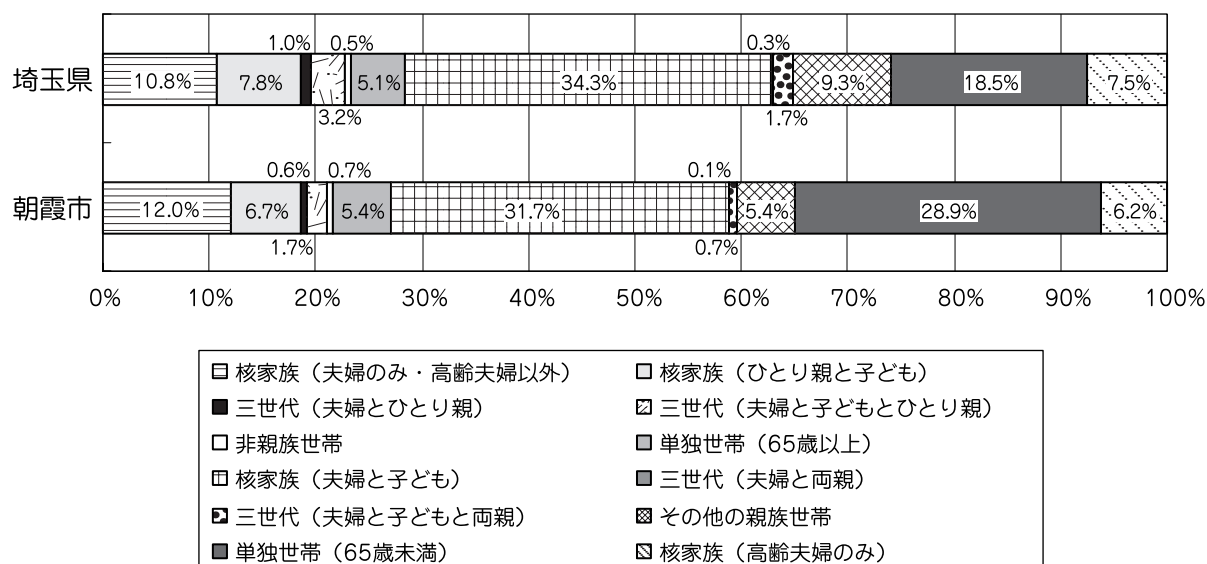
離婚率の推移



資料：人口動態統計

平成17（2005）年の世帯型別世帯数割合は、核家族世帯（夫婦と子ども）31.7%、単独世帯（65歳未満）28.9%が並んで高く、あとは核家族世帯（夫婦のみ、高齢夫婦以外）12.0%、核家族世帯（ひとり親と子ども）6.7%などとなっています。県と比べると、単独世帯（65歳未満）が10.4ポイント高くなっています。

世帯型別世帯数割合

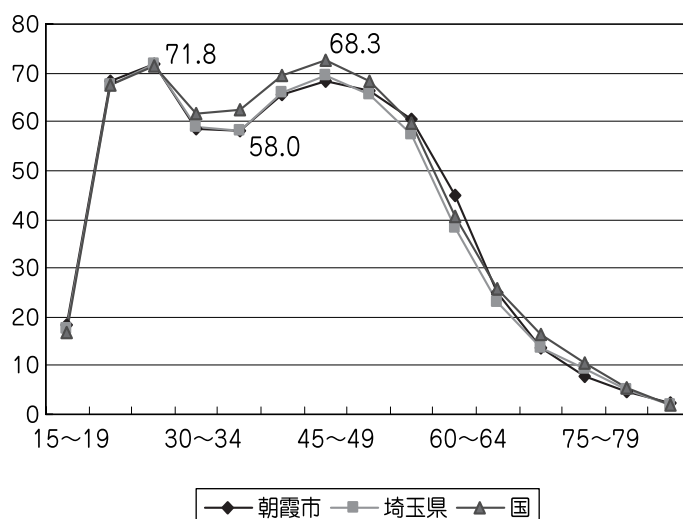


資料：国勢調査（平成17年度）

#### 4 30歳代女性の子育て専業割合が高いまち

平成17（2005）年の年齢別の女性労働力率は25～29歳の71.8%をピークに、35～39歳で58.0%にまで落ち込んだ後、ゆるやかに上昇し、45～49歳で68.3%と再度ピークを迎えた後、降下していくM字カーブになっています。県平均とはほぼ同じ割合ですが、35～39歳から45～49歳までの立ち上がりやや急です。国と比べると30歳代を中心に55歳未満で低い割合です。

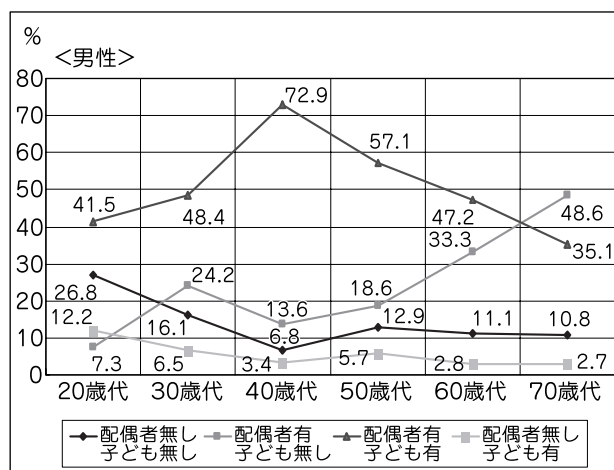
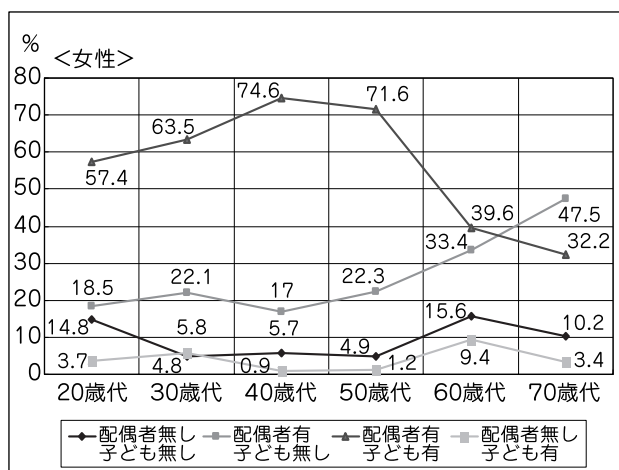
年齢別女性労働力率



資料：国勢調査（平成17年度）

「市民意識調査」の30～50歳代の回答者の世帯型は、男女ともに配偶者も子どももいる割合が最も高くなっています。しかし、配偶者も子どももない、配偶者はいるが子どもはいない女性の割合は合わせて2～3割、男性では3～4割に昇り、ライフコースの多様化の一端が伺えます。

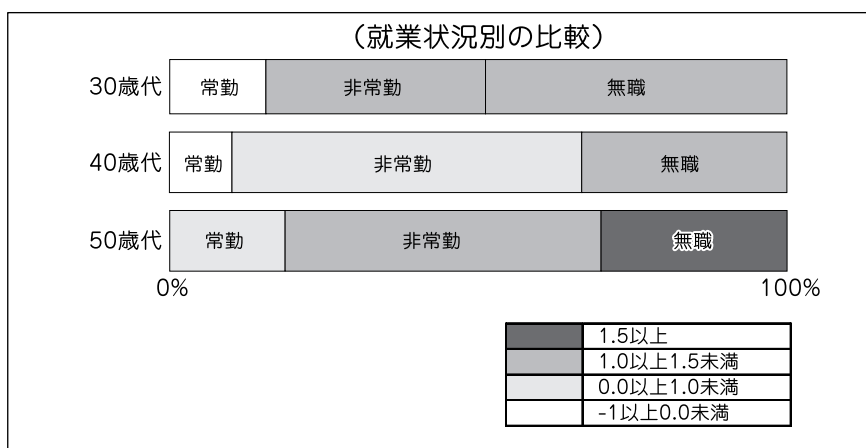
### 性別・年齢別にみた世帯型の割合



資料：「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」（平成22年実施）

「市民意識調査」から、配偶者も子どももいる30～50歳代の女性について就業状況別に生活で優先することの現実と希望の格差をみると、50歳代の無職（専業主婦）で、現実には家庭生活優先だが、希望としては自分の活動を優先したいという格差がより大きく現れています。

### 配偶者も子どももいる女性の生活で優先することの現実と希望の格差



注：「現実と希望の格差指数」とは、アンケート設問「現実で優先すること」「希望として優先すること」において、「自分の活動に専念」を（＋2）、「どちらかといえば自分の活動を優先」を（＋1）、「自分の活動と家庭生活を同時に重視」を（0）、「どちらかといえば家庭生活を優先」を（－1）、「家庭生活に専念」を（－2）として、性別、配偶者・子どもの有無、就労の状況別に抽出し「希望」の選択肢数値から「現実」の選択肢数値を引いた結果が1.5以上の方の割合です。

資料：「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」（平成22年実施）